

新型コロナウイルス感染症に関する情報 広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）について（県内全域）

広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）について（県内全域）

通常ページへ戻る掲載日 2021年5月15日

5月16日の問い合わせ先（商工労働総務課）082-513-3311

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年5月16日から令和3年6月1日を令和3年度第1期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）を支給いたします。

令和3年度第1期（5/16～6/1）は、緊急事態措置期間（5/16～5/31）、その他の期間（6/1）の、それぞれの期間の「全日」、協力することが要件です。

※準備期間のために、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、6月1日までのすべての日において協力した場合、要件を満たします。ただし、準備期間（協力を行っていない日）については、支給できません。なお、協力開始日がいずれの日の場合も、当日深夜0時が要請開始時間となります。

対象者：次のいずれにも該当する飲食店が対象です。

広島県内に所在していること。

飲食店営業許可（「1類」または「3類」、または喫茶店営業許可「1類」で屋内に常設の飲食スペースを設けていること。

「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」もしくは「要請前に20時から5時までの間に営業を行っている飲食店（20時以降に閉店していること。）」

「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

支給要件：

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【緊急事態措置期間（5/16～5/31）】

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業（酒類、カラオケ設備の提供なし）を行った場合、時間短縮申請となります。

※ 期間の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

※ 1日でも通常営業（20時以降の閉店）を行った場合には、支給できません。

【その他の期間（6/1）】

- ・休業か20時までの時短営業（酒類の提供11時～19時）のどちらかになります。

※ 通常営業（20 時以降の閉店）を行った場合には、支給できません。

※酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店の場合、要請前に 20 時以降に閉店していることが必須要件となります。

※20 時より早い閉店の飲食店の場合、酒類又はカラオケ設備の提供が必須要件となります。

※時間短縮とは、通常営業時間が 20 時以降であった飲食店が、5 時から 20 時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は 11 時から 19 時までとすること。

対象エリア：広島県内全域

支給額：企業規模、支給要件、時間短縮等の協力内容によって異なります。

【5 月 16 日～5 月 31 日】

【中小企業】 【大企業】

時短 3.0～9.0 万円/日 最大 19 万円/日

休業 3.5～9.5 万円/日 最大 19.5 万円/日

【6 月 1 日】

【中小企業】 【大企業】

時短 1.5～4.5 万円/日 最大 10 万円/日

休業 2.0～6.0 万円/日 最大 15 万円/日

※中小企業とは、飲食業については、資本金等の額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人です。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人です。

※要請前に 20 時以降に閉店している、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、休業した場合でも、支援金額は時間短縮の扱いとなります。

※要請前に 20 時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備の提供をしている飲食店は、休業した場合のみ対象となります。

支給額目安

支援金（目安）の計算書【県内全域】（Excel ファイル）(63KB)

休業・営業時間短縮に伴う店頭掲示様式

店頭掲示する際に以下の様式をご活用ください。(こちらの様式以外でも問題ありません)

休業

様式 (Word ファイル)(34KB) 様式 (PDF ファイル)(88KB)

営業時間短縮

様式 (Word ファイル)(38KB) 様式 (PDF ファイル)(98KB)

Q & A について

Q & A (県内全域) (PDF ファイル)(178KB)

申請手続

決定次第ご案内します。

申請受付期間

令和3年6月2日(水)から6月30日(水)(消印有効)まで

ご協力いただいた事業者の紹介

申請いただいた事業者として、店舗名(屋号)、住所、要請前の通常営業時間をホームページ等でご紹介させていただきます。

虚偽の申請や誓約事項に反していることが判明した場合、協力支援金の返還及び違約金が発生します。

※広島県から受託した業者が、対象エリア内において、原則全ての店舗を見回ります。20時以降の営業が確認できている店舗からの申請があった場合は、不交付決定といたします。

また、県民からの通報等により、要請期間中に20時以降の営業が確認できた場合も不交付決定とする

広島積極ガード店及び新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店について

◆広島積極ガード店

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusekkyoku.html>

◆新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusengenten.html>

問い合わせ先：広島県協力支援金センター

電話番号：082-248-6851

開設時間：9時30分から12時、13時から17時（土日祝日は除く）